

令和4年12月5日

指定給水装置工事事業者各位

東松山市上下水道経営課

加入金減額制度について（お知らせ）

加入金減額制度について、給水装置工事申込が「仮設の外水道1栓工事」又は「乙止め付先行工事」の場合、建築確認済証で個人の住宅であることが確認できれば、「家庭用かつ自ら使用する場」に該当し減額の対象となることをお知らせします。

この減額制度は、3年以上市内に住所を有していることが前提となりますので、申込の際には、建築確認済証の写しとともに、住民票の写しも合わせて添付していただきますようお願いいたします。

なお、宅内配管の改造申請時に家庭用であることが確認できなかった場合は、減額分について追加徴収させていただくことをご承知おきください。

加入金減額の根拠条文

東松山市水道事業給水条例「第5条の2第3項」

第1項の規定にかかわらず、メーターの口径が13ミリメートル及び20ミリメートルで家庭用の給水装置の新設について、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ、自ら使用する場限りに限り加入金は3万7,500円を減額するものとする。

担当 給排水グループ

TEL 0493-22-1123